

「接收台湾司法」小考

加藤 雄 三

はじめに

オランダ東インド会社がゼーランディア城を築いた一六二四年以来、近年にいたるまで、台湾の統治者はつねに島外から渡来した集団であった。⁽¹⁾ オランダ東インド会社は台湾島のかんりの部分を支配したものとされるが、基隆を短期間占拠したスペインはいうに及ばず、鄭氏政権も全島を実効支配することはなかった。⁽²⁾

一八九五年、下関条約にもとづき、台湾島と澎湖諸島は日本に割譲された。日本は台湾総督府を設置し、武力弾圧も併用しながら、植民地統治体制を整備していった。第二次世界大戦終結にいたるまでに、世代やエスニック・グループの間に相異を残しながらも、「内地人」以外の植民地台湾住民は「台湾人」としてのアイデンティティを創生していったとされる。⁽⁴⁾ 以前にはなかった「台湾人」アイデンティティの発現は、制度の内に差別を含みながらも公教育が普及したことにもよろうし、⁽⁵⁾ 総督府の全島統治が確立したこと、そして、差別的待遇への反発にもよろう。

一九四五年一〇月、「中華民國」政府がカイロ宣言に則ったかたちで接收を開始したのは、すでに「台湾人」が出

現していた台湾島であった。「台湾人」たちはその意思を問われることなく、「中華民國」人たるものとされ、かれらも新たな祖国に順応しようとした。その実、行政長官公署に多方面の権限を集中させた統治体制は、よい方向に総督府体制を凌駕することはなく、逆に「台湾人」は不満を募らせた。⁽⁶⁾二二八事件への伏線は島内いたるところで敷かれていった。

「台湾光復」のわずか一年四箇月後に起きた二二八事件前後の資料と記憶の探索を表立っておこなえるようになって、約二十年が経つ。この間、事件そのものの研究だけでなく、台湾接收から国民党政権渡台まで、ときにはそれ以降についてもあつかう戦後社会史研究が多く出現した。司法について見ると、王泰升を中心とする研究者たちが「国治時期」法制史に取り組んでいる。⁽⁸⁾

本稿は王らの先行研究を援用しながら、「中華民國」による台湾接收のうち、司法接收に関して検討する。とくに、司法接收過程から見出すことができる台湾および台湾人の位置には注意をはらって叙述したい。ただし、考察の対象期間は一九四四年から一九四七年のたかだか四箇年に過ぎない。資料も台湾高等法院文牘科編印『台湾省司法会議報告書・議決案』（一九四七年、以下『台湾省司法会議』と略称⁽⁹⁾）、司法行政部編『全国司法行政検討会議彙編』（一九四七年）と『司法公報』の記事を新たに加えるのみである。本稿を小考と題する所以である。

司法の独立が実質的に保証され近代的な司法運営がおこなわれていた植民地台湾に、「中華民國」の司法体制が導入された司法接收の意義は看過することができない。⁽¹⁰⁾ 司法接收は植民地法制・日本法制の体系から行政長官公署・中華民國法制の体系への移行を意味するはずであった。しかし、一九四九年の国民党政権渡台は「台湾」法制体系のひとつの起点をもたらした。この間の司法行政や訴訟実態については、いまだに不明な点が多く、初歩的検討を重ね

て、研究の進展を待つよりほかない。屋上屋を重ねる結果となることを懼れるが、本稿も新たに知りえた事実をわずかなりとも提示して、基礎的な情報に厚みを加えることを期す。

一 接收準備

台湾調査委員会と台湾接管計劃綱要

第二次世界大戦終結の行方が見え始めた一九四四年四月一七日、重慶政府最高国防委員会所属の中央設計局内に台湾調査委員会が設置された。⁽¹¹⁾主任委員には軍人出身で福建省政府主席を務めた陳儀が任命された。委員には⁽¹²⁾陳の同郷者、ブレーンを中心に、⁽¹³⁾(二)日本事情専門家、⁽¹⁴⁾(三)重慶政府に奉職していた台湾出身者が前後して着任している。「中央設計局台湾調査委員会一年來工作大事記」からは、委員会が任務のうち「台湾問題関連の意見と方策の研究」に真つ先に取り組んだこと、つまり、台湾接收計劃綱要の起草を優先課題としたことが見て取れる。綱要草案は、陳のブレーン主導により会議が毎月举行され、補正を加えながら練られていった。⁽¹⁴⁾そして、一〇月二七日、「台湾接管計劃綱要草案」として蒋介石に呈上された。⁽¹⁵⁾最高国防委員会による一箇条の修正を経て、台湾接收計画の大綱である「台湾接管計劃綱要」が頒行されたのは一九四五年三月二三日のことである。⁽¹⁶⁾

「綱要」のうち、司法接收にかかわる条項は、王泰升が示すとおり、五条、九条(甲)、七一―七三条の五箇条である。⁽¹⁷⁾接收にあたって、「中華民國」の法令を通行させるが、必要な場合は植民地時期の法令を暫行しうること(五条)、法令に規定がない機関は、必要であれば暫時存続させること(九条)、未決案件の結審(七一条)、接收後の台湾に発

生しうる各種司法問題を研究する臨時機関の設立（七二条）、司法人員の育成と監獄の改善（七三条）が各条に規定される。これらは、後に台湾省行政長官公署が接収事業にあたる際の主要根拠規定になったものとされるが、一九四五年八月一日の台湾調査委員会座談会⁽¹⁸⁾において決議された地政・金融・警政・教育などの個別項目に関する接管計劃草案⁽¹⁹⁾のように、司法に関しても同様の接管計劃草案があった可能性は否定できない⁽²⁰⁾。

台湾行政幹部訓練班

第二次大戦後に「中華民國」による接収の対象となったのは台湾だけでなく、満洲国地域（東北）もその一つであったことはいままでもない。両者の接収準備は同時並行的に進められ、接収先において党務と行政に充たる高級・中級幹部の訓練計画の策定は、一九四四年八月頃から開始された⁽²¹⁾。九月には「東北及台湾党政幹部訓練辦法草案」が起草され⁽²²⁾、同時に台湾調査委員会となったばかりの黄朝琴からも訓練について具体的な意見を求めている⁽²³⁾。ここにおいて、中央訓練団内に台湾行政幹部訓練班が、中央警官学校に台湾警察講習班が、四聯総処の下に台湾銀行人員調訓班が設置された⁽²⁴⁾。司法接収幹部は台湾行政幹部訓練班司法組において、一九四四年二月二十五日から翌年四月二〇日まで講習を受けた⁽²⁵⁾。講習の内容は、ほぼ黄朝琴の意見に沿ったと思われる、台湾（日本）の法令の特徴を講じた後に、中華民國（重慶政府）の法令と初歩的な比較をおこない、接収後の採否を考えるというものであった⁽²⁶⁾。当時の重慶には台湾問題の専門家は少なく、台湾調査委員会委員だけでなく、中央政治学校や諸大学の教員も講師として招聘されたであろう⁽²⁷⁾。訓練修了者は原任の部署において接収開始を待つことになるが、一部の成績優秀者は訓練班に新たに設けられた研究部において（一）訓練時に出された報告の整理、（二）台湾法令研究に充たった⁽²⁸⁾。

台湾関連資料の作成

台湾調査委員会がおこなった接收準備事業には、ほかに台湾概況の編輯、植民地台湾の法令選訳、特定テーマの研究がある。とくに『日本統治下の台湾某法規輯要』なる書名で四三冊が印行されたという植民地台湾の法令選訳は行政、司法、教育、財務、金融、工商交通、農礦漁牧の七大類に分けられ、台湾行政幹部訓練班だけでなく、各機関の参考⁽²⁹⁾に供された。

接收幹部の台湾認識

資料の文面上、台湾接收の準備は万全を期してなされたように見えるが、台湾調査委員会の設立は接收開始の一年半前であり、台湾行政幹部訓練班の訓練期間はわずか四箇月、警察幹部の訓練期間にいたっては五十日間と、必ずしも十分なものとはいえない⁽³⁰⁾。また、台湾調査委員会のなかにおいても、植民地台湾の実情に対する認識は、陳儀をはじめとする大陸籍幹部と黃朝琴・謝南光らからなる台湾出身者とで大きく異なっていた。

大陸籍幹部に台湾関連の知識がなかったわけではない。たとえば、陳儀は福建省政府主席在任中に台湾を訪問し、李時霖編『台湾考察報告』（廈門市政府 一九三七年）にも序を寄せ、福建省の経済建設に植民地台湾の在りようが非常に参考となることを説いている⁽³¹⁾。まして、かれは早年、日本に長期留学し、陸軍士官学校を卒業するなど、日本の政治事情にも通じていた。しかし、一九四五年六月二七日の「台湾調査委員会党政軍聯席会第一次會議」の席上、台湾人を「低級」の一語で切って捨て、あくまでも選抜されて大陸からおもむく「優秀な」人員によつて指導することを前提条件として⁽³²⁾いる。

対して、台湾出身の委員はどうであったか。代表的な論客であった黃朝琴にせよ、謝南光にせよ、植民地台湾においては人事が不平等である点を除き、制度・機構は接收後にそのまま流用すればよいほど整備されていることを主張する。司法についても公正さが保たれ、せいぜい改良して運用すればよいのだという認識を示す。人材についても、教育程度の高さなどから積極的に抜擢・登用を図っていくことを推奨する。⁽³³⁾

第二次世界大戦終結後、日本が台湾の統治権を放棄し、中華民國が台湾省設置を宣言したとき、台湾の人びとに見えたのは光明であったのか。謝南光は台湾の「祖国」回帰を言祝ぎながら、「三民主義の試験場」たる台湾の人民を失望させないようにと釘をさしている。⁽³⁴⁾ 李純青も、台湾の民意を尊重し、台湾現地の人材を登用するよう、陳儀に訴えていた。⁽³⁵⁾

二 接收過程

台湾省行政長官公署の設置

台湾調査委員会主任委員であった陳儀は、一九四五年八月二九日、台湾省行政長官に任ぜられた。⁽³⁶⁾ 九月七日には台湾省警備總司令の兼務を命ぜられ、⁽³⁷⁾ 台湾省内の民政と軍政両者について権柄を執ることとなる。さらに、二一日施行の「台湾省行政長官公署組織大綱」⁽³⁸⁾ は、「行政長官はその職権の範囲内において、署令を発し並びに台湾単行条例及び規程を制定しうる」(二条)とする。鄭梓によれば、「光復初期、民国の法令は署令によって転頒されて、はじめて台湾に有効に適用できた」のであり、台湾總督府の律令と同じく、委任立法権同様の権限が行政長官に付されたこと

になる、という解釈も成り立つ。⁽³⁹⁾

一〇月五日、前進指揮所七一名が台北に派遣され、台湾現地における接收工作は始まった。⁽⁴⁰⁾一七日には、行政長官公署と警備總司令部の官員二百余名、⁽⁴¹⁾国民党軍第七〇軍第七五師團一万二千余名が上陸した。⁽⁴²⁾接收の責任者たる陳儀は二四日に台北に空路到着し、翌二五日に最後の台湾總督安藤利吉から無条件降伏の署名を得ると同時に台湾および澎湖諸島を中華民國の版図に入れ、国民政府の主権の下に置くことを宣言した。⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾

台湾省接收委員会

台湾の接收準備は台湾調査委員会によってなされてきたが、一〇月末をもって同会は終了し、⁽⁴⁵⁾行政長官公署と警備總司令部が一〇月三一日に設立した台湾省接收委員会が接收事業に充たることとなった。⁽⁴⁶⁾主任委員は行政長官である。⁽⁴⁷⁾司法については、台湾高等法院（院長楊鵬）と行政長官公署法制委員会（主任委員方学李）⁽⁴⁸⁾が台湾省接收委員会の司法法制組を構成するものとされた。⁽⁴⁹⁾うち、法制委員会は總督府法務部の接收を担当し、他の司法機構については高等法院が接收工作に充たされた。⁽⁵⁰⁾ただし、大陸から派遣された司法接收人員のうち、接收開始当初に着任できたのは、わずか数名であり、⁽⁵¹⁾接收事業は台北から開始し、漸次台湾全省におよぼしていくものとされた。その間、司法業務を中断させるわけにもいかず、刑事事案の現場検証、民事事案の保全手続、監獄の運営などに支障を来さないためにも、一一月一六日には、接收人員が到着するまで従前どおり業務を継続することが高等法院訓令で台北以外の總督府系司法機関に通達されている。⁽⁵²⁾

法院・検察局の接收

事業の第一歩は、台湾高等法院による台湾総督府高等法院と台北地方法院、台北刑務所、三機関の接收であった。一月一日のことである。同日、台湾総督府法務部も行政長官公署法制委員会によって接收され、台北の司法接收は完了した。⁽⁵²⁾ 台北の法院接收にあたっては、当日に楊鵬から台湾総督府高等法院院長高野正保に対して、各法院院長および判官の職務の即時停止、書記長以下の事務人員の暫時留職と台湾高等法院院長指揮命令系統への転属が訓令として発せられた。⁽⁵³⁾ 檢察系統については、台湾高等法院首席檢察官蔣慰祖から高等法院檢察局檢察官長下秀雄に対して、日本籍職員の出職が命ぜられている。⁽⁵⁴⁾

接收人員の不足に対する臨時の措置として、台北以外の司法機関接收は植民地時代の台湾出身判官を各地方法院の推事とし、院長の職務を代行させることとした。また、台湾出身の律師（植民地時期は弁護士）から選抜して、代理推事とし、当面の困難を解決するものとした。⁽⁵⁵⁾ 日程順にいえば、台中地方法院（一九四五年一月一七日、饒維岳代院長）、台北地方法院宜蘭支部（宜蘭分院と改称、一月一八日、繆慶邦院長）、台南地方法院（二月二日、洪寿南代院長）、台南地方法院嘉義支部（嘉義分院と改称、一月二三日、林玉秋代院長）、高雄地方法院（一月二四日、馮正枢代院長）、新竹地方法院（二月二九日、陳明清代院長）、台北地方法院花蓮港支部（花蓮港地方法院と改称、一九四六年一月一〇日、施炳訓代院長）の順序で接收は進められた。地方の接收に際しては、高等法院から同院推事謝懷斌が通訳を帯同して派遣され、各地で接收業務の指導に充たされた。⁽⁶⁰⁾

同じ法院内に設置されていても、法院檢察局の接收は法院審判部門の接收と系統と日程を異にした。⁽⁶¹⁾ 接收は大陸から派遣された檢察官が担当し、各法院檢察処首席檢察官に就任した。日程は『台湾省司法會議』から判明するだけで

も、台中地方法院檢察局（一九四五年二月一四日）、台北地方法院宜蘭支部檢察局（同前）、台南地方法院嘉義支部檢察局（同前）、台北地方法院花蓮港支部檢察局（一九四六年一月一四日接收開始、一七日完了）と、審判部門に行する傾向があったと言える。

地方法院出張所の接收

台湾総督府時期の司法機関として見落とされがちなのが地方法院出張所である。台湾総督府法院条例二条三項には「地方法院及地方法院支部ノ管轄区域内ニ出張所ヲ置キ登記事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得」とある。⁽⁶³⁾ 地方法院の出張所は、法院所在地から離れた遠隔地において、主として不動産登記、商業法人登記を扱い、ときに公証業務までおこなっていた。⁽⁶⁴⁾ 出張所には書記と雇のみが駐在し、審判とは関わりない機関であったためか、その業務実態には不明な点が多い。従来、出張所は「県政府により接收された」と説明されたり、⁽⁶⁵⁾ 接收過程を述べずに「地政事務所と改称した」⁽⁶⁶⁾ などと説かれるにとどまっている。台北地方法院の各出張所を例にあげると、花蓮港地方法院の人員が派遣され、一九四六年一月二八日に台東出張所を、二月二九日に玉里出張所を接收し、同法院に転属させている。他の台北地方法院出張所は二月一六日から二七日までの間に当該出張所の雇員などを代行書記官として台北地方法院が接收をおこない、日本人の書記は一律に退職させた。のち、三月二六日に高等法院は行政長官公署の決定を転達し、四月一六日に不動産登記業務は県市政府に移管され、法人登記業務は登記処を法院内に設置しておこなうこととした。同時に、出張所は登記処分処に改組された。⁽⁶⁸⁾⁽⁶⁹⁾

刑務所の接收

台湾総督府監獄官制によれば、刑務所は総督府に直屬し、台湾総督府事務分掌規程および台湾総督府法務局処務規程に基づき、総督府法務局行刑課行刑係が刑務行政に充たつた。刑務所は台北、台中、台南、新竹（少年刑務所）にそれぞれ設置され、台北刑務所は宜蘭と花蓮港に、台南刑務所は嘉義と高雄にそれぞれ支所を有した。刑務所の接收日程は一般に『司法接收』三五—三七頁によつて述べられる。しかし、『台湾省司法會議』に掲載される各監獄の報告によると一部の日程が大きく異なってくる。台北刑務所（台湾第一監獄と改称）が一九四五年一月一日に接收されたのは既述のとおりである。同所施設は第二次大戦末期の空爆により破壊され、接收後には復旧工事が必要とされた。しかし、予算の不足から工事は進まず、日本人の看守も留用し、徐々に交替させざるをえなかつた。⁽²⁰⁾台北以外の地域の刑務所について、接收日程順に並べると以下のようになる。台南刑務所高雄支所（台湾第三監獄第二分監と改称、一二月一五日）、⁽²¹⁾台中刑務所（台湾第二監獄と改称、一二月一八日）、台北刑務所宜蘭支所（台湾第一監獄第一分監と改称、一二月一八日）、台南刑務所（台湾第三監獄と改称、一二月二二日）、⁽²²⁾台南刑務所嘉義支所（台湾第三監獄第一分監と改称、同日）、台北刑務所花蓮港支所（台湾第一監獄第二分監と改称、一九四六年一月二〇日）、新竹少年刑務所（台湾少年監獄と改称、三月二日）。⁽²³⁾いずれの監獄も人員不足であり、過渡期の措置として日本人看守を留用せざるをえなかつた。

訴訟案件の接收

「司法を接收する」とは、単に司法機関の回収だけを意味したのではない。同時に、司法機関、とくに法院が扱う

民事・刑事の訴訟案件や非訟事件の未決案件を引き継ぐことも意味した。法院接收までは、民事保全手続や刑事の現場検証など緊急を要するものについて、中華民國法に抵触しないかぎり従来とおりに業務をおこなうよう訓令が出されたことは、既述のとおりである。

訴訟案件の接收と処理については、前進指揮所來台以前の一〇月五日に「修復区及台湾省法院處理民刑訴訟事件條例」草案が行政院から最高国防委員会に提出され、立法院の審議に付されている。⁽⁷⁴⁾同草案は台湾について九条で「台湾地区の民刑事事件は光復の日に終結していないものは、以後の訴訟過程は現行民刑訴訟法、非常時期民刑事訴訟補充条例および強制執行法によっておこなう」とするだけであった。⁽⁷⁵⁾具体的な過渡期の措置（審理と執行の回収を担当する機関、案件処理の方法など）は、一九四六年一月一六日に公布された「台湾法院接收民事事件處理條例」と「台湾法院接收刑事事件處理條例」の二法規によって定められた。⁽⁷⁶⁾

実際に接收された旧案の数は『司法接收』三二―三四頁に示されるが、王泰升も指摘するように数値の正確さには疑問が残る。⁽⁷⁷⁾『台湾省司法會議』の各機関報告にある接收案件数も、台北地方法院の民事案件を除き『司法接收』の数値と一致しない。

三 楊鵬報告 ― 接收後の司法運営実態 ―

一九四五年一月一日に始まった台湾司法の接收事業は、司法機関と司法案件の回収という狭義の「接收」に限ってみると翌年三月二日までに完了したと言える。この間、高等法院首席檢察官蔣慰祖は汚職事件で解任され、一二月

五日、陳承城が同職に就任している。⁽⁷⁸⁾ 審判部門の長たる楊鵬は、つねに檢察部門の長たる高等法院首席檢察官と協議しながら、接收事業と司法運営をおこなっていった様子がうかがわれる。⁽⁷⁹⁾ とはいえ、台湾全省の司法行政にかかわる情報は高等法院に集約され、司法界の意見は高等法院が作成する資料のなかに多く表出することになる。

一九四六年五月刊印の『台湾司法接收報告書 付建議書』は、接收の完了を見た楊鵬が南京の上級部門に送った報告というだけでなく、行政部門を含む台湾省内の司法関連機関への接收完了通達という意味合いがある。⁽⁸⁰⁾ しかし、設備を接收しただけでは、司法を運営していくことはできない。司法機構の中で、いかに「台湾人」を処遇していくのか、不確定な要素があったことは否めない。接收された設備も空襲などにより破壊されている場合が多々あった。いきおい、『司法接收』には表面的な報告にとどまり、実態を正確に描写しない部分が見出されることになる。

人事

日本人の判官と檢察官は、当該法院接收と同時に退職させられた。ただし、事務職員、つまり、書記や雇は事務の必要上、「台湾省徵用日員辦法」に基づき服務員・助理員として暫時留用することにした。⁽⁸¹⁾ 暫時がどれほどの期間であったのかは不明であるが、いずれの法院においても引継が済み次第、続々と日本人職員が辞職していったことが『台湾省司法會議』の各所から読み取れる。楊鵬は、五月の『司法接收』刊行までに技術人員あるいは会計などの接收事務未了部門の人員十余人以外は帰国させたとしている。⁽⁸²⁾

対して、台湾出身の法院職員は継続して任用するものとされた。⁽⁸³⁾ ただし、勤務地は必ずしも総督府時期と同じわけではなく、とくに台北の機関にいた者は分院や他地方に転出させられている事例が多い。⁽⁸⁴⁾ 檢察処は多く大陸籍の者を

採用しており、書記と通訳の一部に台湾出身者が留用された。刑務所にいたっては、一九四四年までに嘱託や雇として雇用されていた本島人は多く見られるもの⁽⁸⁵⁾の、接収後に監獄で継続して看守として任用されている事例は多くない。また、監獄の女性職員も接収後には名前が見受けられなくなっている。

司法機関の人事でもっとも重要なのは司法官（推事・検察官）の任用であろう。台北以外における法院接収に際しては、台湾出身の判官を当該法院の推事として院長職を代行させたことは述べた。劉恒奴作成の表からは、第二次世界大戦終結時点、本島人の判官が五人いたことが分かる。しかし、『昭和十七年職員録』で台湾に本籍を置く判官は二名である。まして、本島人判官の全員がすでに改姓および改名をおこなない、本籍の記載が省略された『昭和十九年職員録』からだけでは本島人の判事がいたかさえつかめない。『昭和十五年職員録』、『昭和十六年職員録』と比較すると、本籍までも変更した者がいたことが分かる。整理しなおすと以下の通りになる。

台湾名	配属先	日本名	本籍
陳明清	新竹地方法院	南郷光輝（一九四〇年九月三日任官時は本名）	台南
饒維岳	台中地方法院	青木峯明（一九四一年まで宮崎峯明）	兵庫（一九四一年まで新竹）
黄演渥	台南地方法院	三松演渥（一九四一年まで台湾名）	大分（一九四一年まで台中）
洪寿南	台南地方法院	おそらく江沢寿男	記載なし（一九四四年着任のため）
馮正枢	高雄地方法院	武村銓一	台中

日本名は一九四四年一月現在、本籍は一九四二年一月現在

さらに、法院接收後、審判事務を停頓させず、かつ、接收した案件を処理するために、弁護士から選抜した者に推事あるいは検察官を暫時代行させる施策もおこなわれた。⁽⁸⁷⁾第二次世界大戦終結時の台湾には、本島人検察官は皆無であったことからすると、『台湾省司法会議』編輯時に四名の台湾人検察官が居たというだけでも格段の進歩である。⁽⁸⁸⁾

日本の植民地機関を接收したという点からすれば、接收した訴訟案件は日文で記録され、総督府統治時期に頒行した法令の援用や台湾現地の習慣調査への便宜性、言語理解の諸条件を鑑みて、台湾出身の司法官を登用する必要があると楊鵬も強く認識してはいた。⁽⁸⁹⁾しかし、かれの言う「登用」とは責任者にすることではなく、台南地方法院嘉義分院院長林玉秋を除いて、台湾人の代行院長は台湾省司法会議までにすべて大陸籍の者に替わられている。台中では浙江出身の池瀧が正規の院長として就任することになったが、饒維岳の降格人事に対する反対運動まで起こっている。台中地方法院長人事は単純な司法行政の問題にとどまらず、地方状況を反映する政治案件となっていた。⁽⁹⁰⁾

弁護士⁽⁹¹⁾

第二次世界大戦終了時、台湾各地の弁護士会に所属する弁護士は全一〇九名、うち本島人は四六名であったとされる。⁽⁹²⁾法院とともに訴訟案件が接收された際、国籍にかかわらず接收案件について弁護士業務を暫時継続することが許された。その後、一九四六年二月六日付高等法院訓令で「台湾省弁護士整理暫行辦法」が頒行され、日本人弁護士の業務停止、弁護士会の即時解散、台湾出身弁護士の法院における登録と業務継続について規定された。⁽⁹³⁾日本において弁護士業務にたずさわっていた台湾出身者も律師登録が認められたとされる。⁽⁹⁴⁾

台北地方法院の報告では、一九四五年一月一日時点で既に解散していた台北弁護士会は、同暫行辦法に基づ

き、蔡泊汾を清算人に指名し、すべての備品と所蔵書籍を台北律師公会に移譲した。一九四六年七月一三日には、台湾人弁護士で律師となることを申請していた者のうち、高等法院が登録を許可する四二人が、高院訓牘字一三九八号訓令で公表された。台北地方法院に申請して暫行登録を許可された者は一七人、律師法に基づき登録を批准された者が九人、台北では二六人が律師名簿に連なることとなった。台南地方法院に律師登録を批准された者は黄百禄ら一五人であったとされる。⁽⁹⁷⁾

獄務人員

接収された司法機関のうち、業務に習熟した人員がもつとも不足していたのは監獄（植民地時期は刑務所）であった。刑務所において重要な職務はすべて日本人が担当していたのであり、台湾人獄囚を管理する看守を早急に育成する必要があった。

たとえば、一九四六年二月一九日に劉学恒が台湾第一監獄典獄長に着任したとき、日本人職員と受刑者・未決犯の送還が急務とされていた。一般的な看守業務だけでなく、中華民国法に基づく監獄運営に対する知識がある台湾人職員もおらず、同監獄全体の事務を一人で監督せねばならない状況にまで追い込まれた。⁽⁹⁸⁾ こうした状況において、台湾省行政長官公署は、各法院の院長職を代行する台湾出身の推事に命じて、大学教育を受け、廉潔な人員を推薦させ、監獄業務全般を第一監獄で実習させたとする。⁽⁹⁹⁾ 『台湾省司法会議』に記載される監獄の報告を見る限りでは、実際の人員の採用と訓練は各監獄でおこなわれたように思われる。⁽¹⁰⁰⁾ 未決犯を拘禁する看守所も監獄に併設されることとなり、すべての監獄から慢性的に人員不足の声があがったが、短期間のうちに解消された形跡はない。⁽¹⁰¹⁾ 全省の監獄運営

の安定は漸進的に図らざるを得なかつた。⁽¹⁰⁾

司法書士

日本法令を勅令で施行することにより、植民地時期の台湾にも司法書士は存在した。⁽¹⁰⁾ しかも、つねに五百名内外いた司法書士の過半数が本島人であつたとされる。⁽¹⁰⁾ 中華民國には存在しないこの職業制度は、本来廃止すべきであつたが、台湾全省三八三人を業務停止にすると大量の失業者と司法運営上の混乱をもたらすこととなる。むしろ、法令に關する知識を有し、司法関連文書の作成業務をもつて法院の業務を支援する司法書士の存在は有益であると言つてよい。司法書士の業務経験がない者の登録は暫時許可しないものの、すでに司法書士として活動していた者は業務の継続を認可するものとされた。⁽¹⁰⁾

一九四六年二月二〇日、「台湾省司法書士整理暫行辦法」が布告され、日本人司法書士の業務は停止するが、台湾出身者については期限を限つて登録するものとされた。このとき、台北で登録したのは四六名である。三月一三日、司法書士王霖らは司法書士公会章程を認可するよう高等法院に提出している。七月一五日には司法行政部令により司法書士を司法書記と改称している。八月一九日、司法書記整理暫行辦法が施行され、新たに司法書記登記証が発行された。⁽¹⁰⁾ なお、台南で司法書記として登録した者は林金鼠をはじめ一〇四名であつた。⁽¹⁰⁾ 司法書記には業務上の煩瑣な知識が要求されるうえ、必ずしもよい収入が得られるわけではなく、「光復」後、それは台湾人の職業でありつづけた。外省人の多くは律師となることを選んだといふ。⁽¹⁰⁾

司法保護団体

司法保護は、犯罪者と非行者の保護観察および更生保護を目的とした事業である。植民地時代の台湾では、同事業に関して法規がなかったが、台湾司法保護事業聯盟と台湾三成協会を総督府法務局に設置し、各刑務所に三成協会支部を置き、他にも地域の聯合保護会を設立して、公的な統制と指導をおこなった。⁽¹¹⁾

「光復」以降、司法保護団体の多くは活動を停止し、財産の処分をおこなうなどの事態も発生していた。高等法院は行政長官公署法制委員会と調査をし、公的な経費補助も不要で、司法的な効果を補助する司法保護団体を制度を改良した上で活用していくこととした。⁽¹²⁾ 台湾省司法保護事業規則とその施行細則を根拠規程として台湾省司法保護会が成立したのは、台湾省司法会議直前の一九四六年一月一日のことである。各県市の分会は、それより二箇月遅れて結成された。⁽¹³⁾ 司法保護委員の活動は植民地時代の方面委員と変わることなく、無給で保護観察をおこなったのである。⁽¹⁴⁾

以上から見て取れるのは、制度の不備を補うためにも植民地時代の制度と組織を活用しようとする姿勢である。しかし、「暫時」の措置として実施される施策が多く、最終方針は司法行政部の判断を仰ぐよりほかになく、曖昧な状況の下に事態は推移したと考えるとよからう。

四 台湾省司法会議 — 接收開始一年後の課題 —

『台湾省司法会議 報告書・議決案』

司法接收が開始されてから一年二箇月、台北以外の地区の接收からは一年にあたる一九四六年二月二日から二三日、台湾高等法院において台湾省司法会議が開催された。⁽¹⁴⁾ その会議録である『台湾省司法会議 報告書・議決案』は二二八事件の嵐が吹き荒れるなか編印された。一九四七年三月一五日付で書かれた「編後余瀋」には

台湾が光復してより一年あまり、司法部門は、高等法院院長が『台湾司法接收報告書』を自ら著し世に問うたほかは、いまだに他の刊行物がない。編者はこれを鑑みて、各界に台湾省の司法事情を理解してもらうために、台湾省司法会議の記録を編印する機会に藉りて、各地方法院および検察処の報告について、書面報告をできる限り収集し、その内容と各種統計は詳細であることをいとわずに載入した。そのため、本書は会議記録と題しているが、台湾省の司法報告、あるいは、台湾省司法年鑑といえる。さらに本書の編印スケジュールは慌ただしく、かつ、出版時期がたまたま台北事件の後にあたり、誤字あることを免れがたい。読者の指正を請う。

とある。原文はわずか四行の文章にもかかわらず、標点に乱れがあり、緊迫感が漂っている。台湾高等法院文牘主科金聞天（籍貫は江蘇省武進県、東京帝大肄業⁽¹⁵⁾）を中心として編まれたであろう本書は、一、職員録、二、台湾省司

法会議開幕会紀錄、三、台湾省司法会議大会紀錄、四、提示、五、議決案、六、閉会詞の六部分からなる。⁽¹⁶⁾

職員録は一九四七年一月現在のものと推定できる。職名、姓名、別号、性別、年齢、籍貫、着任日期、最終學歷、現住所を配属先ごとに表にしている。大陸籍の者の籍貫としては、法院では福建、浙江が多く、檢察処では江蘇、福建が多い、というように系統ごとに特徴的な人脈が形成されていることも見て取れる。

開会式には行政長官陳儀をはじめとする各機関の首長も招待されたが、実際の会議に出席したのは、

楊 鵬 (高等法院院長)

王建今 (高等法院首席檢察官)

錢国成 (高等法院庭長)

姜元良 (高等法院檢察処主任書記官)

許鴻儒 (高等法院書記官長・金聞天が代理)

廖 嶠 (台北地方法院院長)

施文藩 (同院首席檢察官)

池 澎 (台中地方法院院長)

陳丞城 (同院首席檢察官)

涂懷楷 (台南地方法院院長)

陳樟生 (同院首席檢察官)

歐陽漢 (新竹地方法院院長)

毛錫清 (同院首席檢察官)

孫德耕 (高雄地方法院院長)

章炯光 (同院首席檢察官)

鄭 邁 (花蓮港地方法院院長)

鄭松筠 (同院首席檢察官)

林玉秋 (台南地方法院嘉義分院院長)

謝仲棠 (同院首席檢察官)

施炳訓 (台北地方法院宜蘭分院院長)

黄 亮 (同院首席檢察官)

劉宇恒（台湾第一監獄典獄長）

賴遠輝（台湾第二監獄典獄長）

邱鴻恩（台湾第三監獄典獄長）

林滋培（台湾少年監獄典獄長）

李 柱（台湾第一監獄第一分監分監長）

郭明堂（台湾第一監獄第二分監分監長）

李增礼（台湾第三監獄第一分監分監長）

呂見發（台湾第三監獄第二分監分監長）

陳斐声（高等法院會計室主任）

金聞天（同院文牘科主任）

翁其栄（同院民事科代主科）

傅秉衡（同院監獄科代主科）

蔡永堃（同院総務科代主科）

朱少南（同院統計室代主任）

方振東（同院人事室代主任）

台北・台中・台南律師公会会長

であった。⁽¹⁷⁾ 会議は高等法院院長楊鵬の報告に始まり、第三監獄第二分監分監長呂見發まで各機関長の報告を受けた後、楊鵬と高等法院首席檢察官王建今の総括を受け、最後に各出席者からの提案について議決をおこなって閉幕した。議事について綿密な打ち合わせはされていなかったらしく、各機関が提出した報告書の体裁は統一されておらず、報告内容も簡単に過ぎるものから詳細なものまでさまざまである。三律師公会会長は出席しながらも、その報告と提案はなされなかったものと見られる。出席者の議場での発言も記録されていないので、律師公会の代表が列席することによどのような意味があったのかは不明である。⁽¹⁸⁾

台湾省司法会議議決

司法会議の成果としてメディアを通じて公表されたのは、『台湾省司法会議』では議決案に相当する議論であった。一九四六年一月二七日付の『民報』三面は、九件を重要決議として取り上げている。⁽¹⁰⁾

(一) 民商事習慣調査会の設立。本会を高等法院に付設し、各地方法院に分会を付設する。⁽¹²⁾

(理由) 民商事の固有な善良習慣は、人民の権利にかかわり、訴訟の進行や法適用において多くの利便性をもたらす。大陸の各省法院内に設立された調査会や日本統治時代の調査報告にならって、早期に習慣調査会を設立すべきである。

台北地方法法院院長廖嘯が提出し採択されたこの決議が有効に実施されたのかは不明である。経費も人員も足りない状況にあつて、民商事習慣調査をおこなうには、相当の困難があつたはずである。国民党政権渡台後の司法行政部による刊行物に『台湾民事習慣調査報告』（一九六九年）、『商事習慣調査研究』（一九七〇年）の二冊があるが、前言や緒言にその縁由は説かれず、本決議との関係は不明である。

(二) 法院・法院檢察処と警察・憲兵団など司法警察機関との密接な連係確立。⁽¹³⁾

(理由) 法院と檢察処は警察局などの機関と密接に連係しなければ司法の目的を達することはできない。

(辦法) 高等法院が警務処および憲兵団などの司法警察機関と協議し、司法警察業務の訓練と討議をおこなう際に、法院と檢察処は通知を受けて人員を派遣し訓練に協力する。

以前から、法院・檢察・警務処の間で討議されていた本案のあつかいは高等法院の判断に一任されたが、いかなる結論が下されたのかについては記録がない。

(三) 推事および檢察官が刑事案件をあつかう際の量刑標準の統一を図る。⁽¹²⁾

(理由) 同一案情の案件について推事、檢察官、各級法院ごとに量刑判断が異なると、司法の威信がなくなる。刑事政策上、量刑標準を統一すべきである。

『民報』では、この提案を審議する際、議場が大いに紛糾したとされる。量刑判断は推事に帰属する権限であり、露骨な画一化は具体的な事実に沿った判断を困難にする。楊鵬は「恣意と不正を廃し、公平を期すようにする」という玉虫色の議決へと誘導しただけで、何らの方向性も出さなかった。ただし、随時に法院内で慎重な議論をおこなうものとはしている。

(四) 司法人員の待遇改善。⁽¹³⁾

(理由) 一九四六年二月に台湾省を辺遠の省とする裁定が国民政府により下されており、行政人員は内地（大陸本土）よりも四―五級高めに給与が支給され、三年後には昇級審査がおこなわれることになっている。司法人員は司法行政部に請求してはじめて任用されるのであるし、台湾の物価水準は非常に高い。他の行政機関が特殊手当を支給しているのにならうべきである。

(辦法) 辺遠省份公務員任用暫行条例を給与待遇に適用し、中央の待遇に照らして旧台幣に換算して支給する。財政にかかわる待遇改善策が台湾省の司法当局のみで決定できるわけではなく、当然に行政院および司法行政部への伺いを立てるといふ留保が付けられている。

(五) 監獄改良案の決定。破壊された監房の修築、⁽¹⁴⁾各監の武器の充足、⁽¹⁵⁾囚人の糧食改善、⁽¹⁶⁾看守の制服の整備をおこなう。

(理由) 台湾の監獄は、房屋の大半が損壊しているにもかかわらず、経費に限りがあり、修繕も改良も十分におこなえない。よって、囚人の生活もきわめて苦痛をとまなうものである。⁽¹²⁾ かつ、被収容者は増加しており、安全を確保するための武器が現有数では足りない。看守の制服が日本式のままでは示しがつかない。⁽¹³⁾

いずれの論点も、結局は予算の有無に左右される。議場では楊鵬と王建今の両名が次年度予算の編成について説明して、一応の了解は得られた模様である。

(六)業務の能率を上げ、積弊を除くために、全省法院の執達員や司法警察の統一訓練をおこなう。⁽¹⁴⁾

(理由) 法院への批難は執達員や司法警察のような下級の公務員に起因することが多い。これらの人員を統一して訓練し、業務を効率化するべきである。

(辦法) 台湾省高等法院、高等法院檢察処が合同で訓練案を定立し、訓練に充たる。

同様の提案は台北、台中、高雄、監獄の各機関から提出されている。台南地方法院のように、幹部職員の訓練を実施している法院は既に存在した。⁽¹⁵⁾ 議決において「全省の推事、檢察官、書記官、監獄人員、司法警察および執達員」に訓練対象を広げたのは、何故なのか。

(七)中華民國法学会台湾分会の創立。⁽¹⁶⁾

(説明) 職務環境が望ましいものではない中でも、司法機関職員法律知識の向上は重視されている。楊鵬は中華民國法学会の会員資格を有し、台湾分会の創設を提案した。

(八)司法書記制度の廃止。⁽¹⁷⁾

(説明) 司法書記(旧司法書士)の存在は中華民國の法制と合致しない。「台湾省司法書士整理暫行辦法」を制定

したのは、大量の失業者が発生するのを防止するためである。司法書士を司法書記として辦法を修正施行して約一年、そもそもは廃止すべきものであるのだから、各地方法院に繕写処を設置するなど、統一した方策を立てるべきである。

暫行辦法はこのときに一年延長された。おそらく、一九五一年に台湾省司法書記管理辦法が頒行されるまで、毎年延長を重ねたのであろう。同管理辦法が制定されたということは、司法書記を永久的な制度とはしないが、管理しながら適切に利用することが図られたのであろう。⁽¹³⁵⁾

(九)法院内における使用言語。台湾省内各級法院職員は「国語」だけでなく外国語や台湾方言も習得すべきである。⁽¹³⁶⁾ただし、法廷において、律師は「国語」を一律に用いるべきである。⁽¹³⁷⁾

(理由)台湾出身者はすでに「国語」を学習しているが、内地から来た者も台湾方言を練習すべきである。また、台湾には日本語書籍が多く研究の価値がある。涉外案件を審理するときは、英語書籍の研究も必要である。⁽¹³⁸⁾

(辦法)各級法院に国語講習班、台湾方言講習班、日文研究班、英文研究班を設置する。

「国語」の習得については、人材登用の面で当初は大きな問題となっていた。日本語から「国語」への公用語の切り替えは急ピッチで進められた。台南地方法院では決議に先立って国語文補習班を一九四六年四月一日から開設し、国語・国文を教授したという。⁽¹³⁹⁾国文とあるのは漢語文のことであり、日本語作文に慣れていた人びとにとっては国文の作成に苦勞したらしい。⁽¹⁴⁰⁾台湾語講習、外国語講習が行われたのか否かは不明であり、今後の研究に待ちたい。

公表された議決がどれほどの実効性を持っていたのか、現時点で検証することはできない。百六十余件あった議決のうち、重要とされたのがこれら九件であった。そのいずれにも、台湾司法を「中華民國」の枠組にいかに取り込むかという、司法行政的、ひいては、政治的判断がはたらいっていたことは否めない。

報告と問題―台南地方法院報告から―⁽¹⁰⁾

議決が対外的なアピールであったとすれば、各機関長からの報告は、司法関係者内部における実情の吐露であった、と言える。既述のとおり、各報告の体裁は異なり、量的にも質的にも統一はされていない。そのなかで、台南地方法院院長涂懷楷の報告は、庭長洪寿南、書記官孫文賢をはじめとするスタッフの資質にもよろうが、詳細、かつ、よくまとめられたものになっている。

台南地方法院は一九四五年一月二二日に接収された当初、南投出身の台南地方法院判官洪寿南を院長職代行の推事として、審判業務に充たつた。涂懷楷が着任したのは一九四六年三月二七日、台湾省司法會議の九箇月前であった。かれの主張を一言でまとめると、「過去の日本統治時代の一切のシステムを、中華民国法の要求に適合させ、同時に日本時代の長所を発揮させて、大陸のやり方の不備を補い、業務効率の向上に力を注ぐ」ということであった。完全に理想的ではないながら、「すでに日本型の機構を中華民国法制の規模に適合させるように移行した」という認識からすると、かれは司法接収が実質的にも完了したと考えていたかもしれない。⁽¹¹⁾

事務人員の不足、施設の破損、職員の待遇改善の要望など、司法行政上の論点は、いずれの法院、検察処、監獄をとっても、似たことであり、台南の事例も多く引用したことから、ここでは触れない。

注目したいのは、審判案件の処理や公証事務における人的配置である。

(甲)民事案件。台南地方法院が接收した民事旧案は一八九件であった。それらの旧案は日本語文で書類が作成されていたこともあるが、本省人推事二名（鍾徳鈞、王清風）に処理させ、大陸から派遣されてきた推事は新規案件を担当した。一九四六年一月末日時点で旧案中一六七件を結審させ、未決のものは二二件を残すのみとなった。

(乙)刑事案件。接收された旧案はわずかに七件のみであり、担当を振り分けることはされなかったようである。ただし、社会秩序の紊乱により、盗賊事件が多発し、一九四六年五月までは新規案件が結審した案件を上回る入超の状況にあった。

(丙)調解および強制執行事件。接收後、民事調解処が成立し、庭長洪寿南が調解事件を兼担した。強制執行事件は、植民地時期、書記が執達員を指揮して処理しており、推事は参加しなかった。案件を接收した際、未執行の案件がはなはだ多く、確定した裁判の威信にも影響し、債権者の利害も巨額であるため、院長涂懐楷みずから処理に充たった。

(丁)公証処と提存所の設立。公証処は一九四六年四月一日に設置され、庭長洪寿南が公証人を兼務し、書記官潘連徳が佐理員となった。いずれも台湾人である。供託（提存）事務については、接收後しばらくは供託局がそのことに充たっていたが、八月一日に供託局は提存所に改組され、事務を引き継ぐことになった。提存所には推事王葆薰（江蘇省 上海特志学院法律系卒業）が兼理し、書記官陳石城（台南 下鯤鯓国民学校卒業）が兼任事務員と

なった。

司法会議までは、少なくとも担当案件と事務を合理的に割り振り、接收した旧案を早期に処理しながら、新規案件にも対処していたことがうかがえる。その後の公務配分がどのように変遷したのかは、非常に興味深いところであるが、それを知ることにはできない。ちなみに、洪寿南が院長代行から庭長へと降格した際には、書記官一二人中一人が台湾人であり、推事にも鍾、王ら二人の台湾人がいたが、台中のように反対運動があったというような記録は見出せなかった。

『台湾省司法会議』は接收後一年の台湾の司法状況をわれわれに具体的に伝えてくれるが、会議における議論をどのように実行に移していったのかを見るための材料は非常に乏しい。その原因は翌年の二二八事件以降、社会的な混乱が深まっていったことにもあろう。

五 全国司法行政検討会議前後 — 台湾高等法院の「中華民国」対応 —

意外なことに、「中華民国」の司法を統括する司法院や司法行政部が公表した文書に台湾関連の情報が現れるのは、二二八事件の後である。行政文書の授受から公報への載録までに半年近くかかっており、単純なタイムラグであるとも言えるが、それまでは、台湾省の司法運営が安定していなかったこと、司法接收が単純な司法行政の問題にとどま

の法院が直面した問題をそのまま反映したものであった。総督府、あるいは、日本の法的な影響を振り払い、中華民国法の解釈のなかで司法運営ができるか、が台湾の法院と司法院が抱えていた課題であった。

全国司法行政検討会議

一九四七年一月五日から一〇日まで、南京で開催された全国司法行政検討会議は、いわば台湾省司法会議の全国版とも言うべきものである。全国性の司法会議の開催は、一九三五年以来一二年ぶりであった。⁽⁴⁹⁾その議事録は『全国司法行政検討会議彙編』として刊行されている。

台湾省からは、台湾高等法院院長楊鵬、同院檢察処首席檢察官葛之覃の審判と檢察トップの両名が出席した。前年に開催された台湾省司法会議の議決に基づくならば、地域の実情に踏み込んだ提案をすることができたはずであるが、かれらが連名でおこなった提案一三件のうち、台湾関連の提案はわずかに一件、第二六五案「建議在台湾省籌設一大規模之外役監俾疏散在台各監獄人犯並期收得減少犯罪之效果案」⁽⁵⁰⁾だけである。

監獄の手狭さを理由として、外役監を設置し、監獄の收容人数を増加させる、というこの提案は採択され、省内各地で「外役工作」として実施されることになる。⁽⁵¹⁾

全国司法行政検討会議前後のこの時期に、高等法院の活動は安定し始め、司法院と頻繁に連絡をとって「中華民國」の司法機関として「台湾」と相對することになったといえようか。

おわりに

「光復」の後、台湾の司法に起こった変化は、法令上はさほど大きなものでなかったのかもしれない。各種司法制度も総督府体制の遺制を利用する部分が多く、設備も接収して活用された。しかし、司法幹部が日本人から大陸籍の司法官に成り代わったことにより、接収過程において生じた制度運用の変化に台湾人がどれほど順応できたのかは分からない点である。台中県警察局血案は一連の変容に対する反発を先鋭化させたものであり、司法接収過程に対する台湾人の順応の在り方を考察するための好事例となろう。

一方、留用された台湾人、とくに司法官はどのような司法判断を下していたのか。単純に表面的な事実を追いかけた本稿では、訴訟の実態まで踏み込んで論ずることはできなかった。もし、司法接収後の判決原本が公開されることがあるならば、審判における実際の判断基準、法源が何であったのかを知ることができよう。^(註)

植民地時期と中華民国政府時期をつなぐこの数年間の「接収過程」は、「台湾」のひとつの出発点でもある。しかし、司法関連の資料発掘はまだ十分とはいえない。雑駁きわまらない本稿も、ある程度の高さをもった踏み台くらいになるのではないか。

1 台湾の通史としては、伊藤潔『台湾 四百年の歴史と展望』（中公新書 一九九三年）、若林正文『台湾―変容し躊躇するアイデンティティ』（ちくま新書 二〇〇一年）などがある。周婉窈『図説 台湾の歴史』（平凡社 二〇〇七年）は巨視的に先

史時代から叙述する。同書は『台湾歴史図説』（聯経出版 一九九八年）の和訳であるが、戦後篇を書き下ろして付加している。

2 前掲『図説 台湾の歴史』五二―五六頁、六三頁、また第六章「漢人と先住民の関係」参照。

3 アイデンティティの世代間格差については、陳翠蓮『台湾人的抵抗与認同 一九二〇―一九五〇』（遠流出版公司

二〇〇八年）第六章「戦争、世代与認同―以林獻堂、吳新榮与葉盛吉為例（1937―1945）」に詳しく分析されている。エス

ニック・グループ間の差異については、若林正文『台湾の政治 中華民国台湾化の戦後史』（東京大学出版会 二〇〇八年）

二九―三九頁に呉叙人、王甫昌らの議論を整理するかたちで述べられている。また、若林『台湾』四八―五二頁および五四頁

参照。

4 前掲若林『台湾の政治』三四―三八頁。また、同『台湾』四五―四八頁、五二―五五頁。

5 田健治郎総督期に中等学校以上は「内台共学」を原則とし、初等教育においても「本島人」の希望者は日本語能力に支障な

ければ小学校に入学できるものとされた。多くの「本島人」子弟（蕃族を含む）は、初等教育を公学校において授業された

考えられるが、その就学率は一九三四年時点で、男子五四・四四％、女子二二・五二％である（井出季和太『台湾治績志』

（台湾日日新報社 一九三七年）六五―六五四頁、九三七―九三九頁）。後に、初等教育学校の呼称は国民学校に統一される

が、一九四四年時点では、「本島人」七一・一七％、「高砂族」八三・三八％の就学率となっている（台湾総督府編『台湾統治

概要』（台湾総督府 一九四五年）三八―三九頁）。

6 行政長官公署制については鄭梓『戦後台湾的接収与重建―台湾現代史研究論集―』（新化図書有限公司 一九九四年、以下

『接収与重建』と略称）下篇を参照されたい。

7 一九八七年に戒厳令解除される前は二二八事件と白色テロについて触れることはタブーであった。早期の研究書の多くは台

湾の外で刊行されている。政府機関である行政院が研究二二八事件小組を結成したのは一九九一年のことである。

- 8 「国治時期」法制にかかわる代表的な研究としては、まず、王泰升『台湾法的断裂与連続』（元照出版 二〇〇二年、以下『断裂与連続』と略称）を挙げねばならない。王には他に『台湾法律史概論』（元照出版 二〇〇四年第二版）、「台湾憲法的故事」従「旧日本」与「旧中国」蜕变而成「新台湾」（王泰升『台湾法の世紀変革』（元照出版 二〇〇五年）所収）などの関連研究がある。本稿は『断裂与連続』および劉恒奴「日治与国治政權交替前後台籍法律人之研究」以取得終戦前之日本法曹資格者为中心」（林山田教授退休祝賀論文編輯委員會編『戰鬥的法律人——林山田教授退休祝賀論文集』（元照出版 二〇〇四年）所収、以下「台籍法律人」と略称）に多くを拠っている。
- 9 北京図書館編『民国時期總書目（1911—1949） 法律』（北京図書館出版社 一九九〇年）二八八頁によれば、本書は現在の中国国家図書館に所蔵されるはずであるが、書目検索では検出できなかつた。台湾の全国図書館書目資訊網には参考書誌情報があるのみで、台湾国内の公共図書館や大学図書館には所蔵がない模様である。こうした状況もあつてか、管見の限り、本書を用いて研究がおこなわれたことはない。
- 10 台湾高等法院編『台湾司法二十年』（台湾高等法院 一九六五年）第二章「台湾光復後司法接収概況」、「台湾省通志 卷三 政治志 司法篇」第四冊（台湾省文獻委員會 一九七二年、以下「通志」と略称）第五章「光復後之司法制度」、「重修台湾省通志 卷七 政治志 法制篇」（台湾省文獻委員會 一九九〇年、以下「重修通志」と略称）第五章「台湾光復後之司法制度」のいずれも関連規則と統計資料を整理するのみである。王泰升「台湾戦後初期的政權転替与法律体系的承接（1945—1949）」（『断裂与連続』所収）は、前後を見通して司法接収時期の意義付けをおこなつた初めての論考である。
- 11 「接収与重建」四七頁、一三五頁は台湾調査委員會の管轄として台湾接収の計画全般をあげるが、当該箇所注に引かれる張瑞成編『中国現代史史料叢編第四集 光復台湾之籌劃与受降接収』（中国国民党中央委員會党史委員會 一九九〇年、以下『現代史史料四』と略称）四三—四四頁には、直接に当該事項を示すものはない。「中央設計局台湾調査委員會組織規程」（一九四四年四月）に「一、台湾関連資料の収集、二、台湾の實際状況の調査、三、台湾問題関連の意見と方策の研究、四、

台湾関連の資料・刊行物の編輯」が具体的な任務としてあげられるのみである（中国第二歴史檔案館「抗戦勝利前国民党政府接収台湾準備工作檔案史料選」（『民国檔案』一九八九—三）二〇頁参照）。

12 委員の着任時期については、「中央設計局台湾調査委員会一年來工作大事記」（『現代史史料四』四四—五二頁）参照。委員の出自については、『接収与重建』四九—五〇頁参照。

13 「大事記」のほかに、「中央設計局台湾調査委員会三十三年度重要工作項目報告」（『現代史史料四』五二—五三頁）参照。

14 『接収与重建』一三六—一三七頁。

15 『現代史史料四』四八頁、八六—九六頁、一四四頁。

16 同前一〇七—一九頁、一四四—一四五頁。最高国防委員会の修正意見は三月一四日に蒋介石から中央設計局にもたらされた。

17 『断裂与連続』二二頁。総督府体制下では法院の管轄であった土地登記については、別機関を設置するものとしている。『台湾総督府及所屬官署職員録』では法院と一括してあつかわれる供託局の関連事項は「綱要」には規程されていない。

18 『現代史史料四』一四七—一四九頁。

19 同前一七一—一八一頁。

20 楊鵬『台湾司法接収報告書 付建議書』（一九四六年、以下『司法接収』と略称）二七頁には、台湾高等法院所屬の法院・刑務所の接収に関して、司法行政部に計画があった旨記載されるが、具体的にはどのようなものであったか不明である。ただし、他の接管計劃草案が台湾調査委員会内の研究会によって検討されていることからすると、司法のみ司法行政部が計画立案するというのも奇妙であり、司法接管計劃草案は起草されなかったかもしれない。

21 「中央設計局秘書処致台湾調査委員会有關培訓接収幹部函」、『現代史史料四』七七頁。また、同書四六頁、八月二四日条。台湾調査委員会同様、東北については東北調査委員会が設置された。

- 22 『現代史料四』八四―八五頁。同書四七頁、九月一七日条には、「辦法の要点九項」が批准されたとあるが、辦法草案は一条であり、同じものであるか否かは不明である。
- 23 「對於台湾幹部訓練班之意見」、同前七八―八二頁。「黃朝琴致陳儀有閱搜集台湾資料函」、同書八二―八三頁。
- 24 『接收与重建』五四―五五頁。
- 25 『現代史料四』一四五頁。
- 26 同前八一頁、一三八頁。
- 27 同前四八頁、一月一日条。四九頁、二月一〇日条。また、同書八〇頁、八二頁。
- 28 同前一三八―一三九頁。
- 29 同前一四六―一四七頁。
- 30 銀行調訓班は台湾行政幹部訓練班金融組における訓練期間は一箇月に満たないが、四聯総処において五箇月の訓練を受けている。同前一三八頁参照。
- 31 『接收与重建』四九頁参照。大陸と比較して、台湾のインフラが非常に整備されていることは、台湾調査委員会内の共通理解であった。『現代史料四』六一―六二頁には台湾出身である林忠の意見が、六三頁には陳儀ブレインの沈仲九の意見があるが、ハード面の認識は一致している。植民地台湾で法令が完備されていると認識されていたことも同書一四〇頁にある陳儀の発言から知られる。
- 32 『現代史料四』一三九―一四三頁。陳儀も大陸側の人材が不足していることは認識していた。なお、「台湾必須光復―並祝台湾復省運動成功」(張瑞成編『中国現代史料叢編 第三集 抗戰時期收復台湾之重要言論』(中国国民党中央委员会党史委员会 一九九〇年、以下『現代史料三』と略称)一二六―一二七頁)では、早期の意見であるためか、台湾の反日勢力への支援を表明すると同時に、台湾接收が大陸にとっても経済的利益となることを述べるにとどまる。

- 33 『接収与重建』六二―六三頁。『現代史料四』六七―七〇頁。
- 34 「光明普照下的台湾」、『現代史料三』三一九―三二二頁。
- 35 「送陳儀將軍」、同前三三―三三―三四頁。
- 36 『現代史料四』一五〇頁。同書一四九頁からは、蒋介石の指令が二七日時点で出されていたことが分かる。
- 37 『接収与重建』六六頁。
- 38 『接収与重建』二七五―二七六頁など多くの論者が『國民政府公報』にしたがい「台湾省行政長官公署組織條例」として、る。ただし、第十条を考慮すると『現代史料四』一五〇―一五一頁のように「大綱」とすべきか。
- 39 『接収与重建』六九頁参照。『断裂与連続』四六―四七頁は、行政長官には地方自治法規を制定する権限があっただけで、それも行政院の監督を受けており、台湾総督による律令制定権のような強大な立法権はなかったとする。『重修通志』一〇四五頁は、「接収業務をおこなうために、（長官公署に）「因地制宜」の権を付与せざるをえなかった。（中略）たとえば、行政院は一九四六年五月二三日に台湾省行政体制可因地制宜令を頒行し、台湾の一切の政治体制は行政長官が地域の実情に合わせて制定し、規則を定立するものとした。ただし、中央の法令・原則と符合しない場合は、中央の審査を経てはじめて施行できた。」とする。
- 40 『現代史料四』二二七頁。なお、同書一九五―一九七頁所引『台湾省通志 卷十 光復志』には前進指揮所主任葛敬恩が率いてきた幕僚は八十余名ということになっている。同書二三四頁の記載は一〇月九日までに重慶を離れ台湾に進駐した人員が八三名であると読める。
- 41 『現代史料四』二二八頁。
- 42 前掲『図説 台湾の歴史』一六六頁。また、伊藤『台湾』一三九頁。
- 43 『現代史料四』二〇三頁。

- 44 同前二〇一頁。
- 45 同前一六〇頁。
- 46 行政院農業委員會林務局ホームページ「林務局誌与局誌続編 第三章 光復初期之林務局 第一節 林務組織之結構与人事」 <http://www.forest.gov.tw/content.asp?Content=1607>。
- 47 「台湾省行政長官公署・警備総司令部接收委員會組織規程」、「現代史料四」五〇九頁。
- 48 『司法接收』二七頁。『接收与重建』六九頁、一五三頁は、台湾行政長官公署大綱三条と接收委員会司法法制組の組織構成を根拠として、司法権についても行政長官公署の指揮監督がおこなわれたものとする。『重修通志』一〇四六頁も「長官公署は在中央機関に対して指揮権があり、当時の行政・司法権が一手に握られていたことがわかる。また長官公署はその職権の範囲内において署令を發布することができ、省単位の規則を制定することもでき、省の立法権を具有し、行政機関の地位をもつて行政・立法・司法の三権を行使することができた。」とする。しかし、『断裂与連続』四七―四九頁にあるように行政長官公署の司法権および司法接收に対する影響力は限定的なものであったと考えるのが妥当であろう。
- 49 『司法接收』二七―二八頁。
- 50 同前二七頁。『台湾司法二十年』二頁には「三数人」とある。『台湾省司法会議』所載「台湾高等法院暨所屬各地方法院職員録」などの着任時期から推測すると、台湾高等法院院長楊鵬、同院推事謝懷栻、台北地方法院院長廖嘯かと思われる。ただし、謝懷栻の着任日期を一九四五年一月とするのは明らかに誤植であり、一月着任が正しかろう。高等法院書記官蔡永埒は福建省林森県を籍貫とし（台北市市議會議員としての記録では台北市を籍貫としている）、一〇月二四日に着任していることから、かれもその数に入っている可能性がある。「接收台湾高等法院檢察処暨台北地方法院檢察処報告」（何鳳嬌編『政府接收台湾史料彙編』上冊（国史館 一九九〇年）二九三―二九六頁）が四人とするのは、台湾高等法院首席檢察官蔣慰祖、檢察官毛道仁、書記官陳璧臣、范寶鈞の檢察官僚を指し、法院接收の人事系統に推事と檢察官の二者があったことがわかる。

- 51 『司法接收』二八―二九頁、「台湾司法二十年」三頁。両者に引かれる訓令の文言には出入がある。おそらく、『司法接收』は一部文言を説明的に加えている。
- 52 『司法接收』二九頁。なお、台湾総督府法務部の監獄関連事務は高等法院により接收された。
- 53 『台湾司法二十年』三頁。
- 54 『政府接收台湾史料彙編』上冊、二九四頁。
- 55 『司法接收』三〇―三一頁。
- 56 日程については基本的に「台籍法律人」六〇三―六〇四頁と『台湾司法二十年』三頁参照。『司法接收』三一頁、『通志』三一七頁の記事は混乱しており、全面的に従うことはできない。
- 57 『台湾省司法会議』四一頁は、「二月二〇日に、高院訓字第五一号訓令を奉じて、花蓮港暫代院長繆慶邦を派遣し接收させた」とする。台北地方法院花蓮港支部の接收は一九四六年一月一〇日であり、繆の原職に関しては待考。『断裂与連続』九一頁によれば、接收時に正式の院長となった唯一の事例である。また、接收日についても検討を要する。
- 58 『台湾省司法会議』八六頁。林は台湾省司法会議の時点でも嘉義分院院長であり、接收後、正式の院長となったものと思われる。なお、『司法接收』三二頁は二二日接收とする。
- 59 台湾高雄地方法院全球資訊網「本院簡介」(http://ksd.judicial.gov.tw/ksd_history1.htm)によれば、接收業務が開始されたのは二月一六日のことである。
- 60 『司法接收』三二頁。『台湾省司法会議』八六頁には、台南地方法院嘉義分院接收に謝が同行したことが明記される。
- 61 総督府時代の法院檢察局は台湾総督府法院条例九条二項に基づき、台湾総督に直属する。中華民國の法院檢察処の檢察官は、法院に対して独立してその職権を行い（法院組織法二九条）、監督長官の命令に服従する（同三一条）。
- 62 『断裂与連続』九一頁。「台湾高等法院電呈接收高雄等地檢処情形」（『政府接收台湾史料彙編』二九二―二九六頁）に基づく

が、同檔案の日付は明らかに誤っており、検討を要する。

63 一九一九年八月八日律令四号による改正条項。

64 地方法院出張所がおこなっていた業務は台湾総督府法務局『台湾司法一覽 昭和十六年十月末調査』（一九四二年）四七一―六五頁の各表から分かる。

65 苗栗地政事務所ホームページ「本所沿革」(<http://www.miaoli-land.gov.tw/02Aboutme/index01.asp>)に言う新竹地方法院苗粟出張所の接収の説明。

66 雲林県北港地政事務所ホームページ「本所沿革」(<http://beigang-land.yulin.gov.tw/aboutus/aboutus01.asp>)をよ。

67 『台湾省司法会議』四一頁は楊纘杓の身分を玉里出張所書記としているが、台湾総督府編『昭和十九年一月一日現在 台湾総督府及所属官署職員録』（台湾時報発行所 一九四四年、以下『昭和十九年職員録』と略称）によれば、少なくとも一九四四年一月時点では、羅東出張所雇（日本名は川柳讀四郎）であった。他に基隆出張所を接収した林聰明は同所雇であったことも知られる。ここからして、基本的に当該出張所に深い関わりを持つ台湾人が出張所の接収にあたったものと思われる。

68 『台湾省司法会議』四一―四二頁。台南地方法院各出張所については、同書五三頁によると、各出張所の土地建物は台南県政府に移管するが、同政府と協議の上で法院登記分処を置き、原有人員を留任させ法人登記業務をおこなわせるものとした。新竹地方法院各出張所については同書六九頁参照。なお、『司法接収』三四頁は、県市政府が四月一日から商業登記を扱い、（県市政府の）地政機関が四月二日から不動産登記を扱うことになったと詳細に分類している。

69 他に植民地時期の法院と一部出張所に併置された機構として供託局がある（台湾総督府供託局官制参照）。供託局の接収については、『司法接収』三五頁、『断裂与連続』九二頁を参照されたい。

70 『台湾省司法会議』一〇九頁。典獄長劉学恒が一九四六年二月一九日に着任した際、全看守一六一名中、日本人看守は九四

名であったという。『昭和十九年職員録』では台北刑務所の職員数は七四名である。

71 『台湾省司法会議』一五三頁。『司法接収』などでは二四日としており、『台湾省司法会議』は二五日の「二」字を脱落したのかもされない。

72 『台湾省司法会議』一二八頁。

73 同前一四三頁。『司法接収』などでは一九四五年二月二九日とし、約二箇月の開きがある。

74 『政府接収台湾史料彙編』上、二八九―二九〇頁。

75 同書二九二頁。

76 『台湾司法二十年』五頁。それぞれの条例の評価と意義については同書五―六頁および『断裂与連続』九五―九八頁を参照されたい。なお、『司法接収』四五頁には、台湾高等法院と台湾省行政長官公署法制委員会が起草した「台湾省民刑案件適用法律条例草案」が国防最高委員会の核示を得たとあるが、これらの二条例といかなる関係にあるのか、どのような内容だったのかは不明である。

77 『断裂与連続』九四頁、注一七九。

78 首席検察官の異動については、台湾高等法院檢察処ホームページ「歴任檢察長」(<http://www.tph.moj.gov.tw/ct.asp?xItem=62439&CNode=15987&mp=003>)が詳しい。一九四六年一月に王建今が着任するまでは、数箇月ごとに首席検察官が交替しているところからすると、高等法院檢察処檢察官と台北地方法院および分院の首席検察官とが持ち回りで代行していたものと思われる。なお、台北地方法院首席検察官を蔣慰祖が兼務していたときは、檢察処の事務管理がずさんであったらしく、案件の結果状況が簿冊に記録されていないため、報告が出来ないと、後任の施文藩により言い立てられている（『台湾省司法会議』八九頁）。

79 『台湾省司法会議』三六頁。「首席報告」（高等法院首席檢察官王建今の報告）、同書三七―三九頁からも審判部門と檢察部門

が対等であろうとする姿勢がうかがわれる。また、『政府接収台湾史料彙編』上、二九三頁参照。

80 『台湾省司法会議』三五頁には一九四六年五月に省内司法関連諸機関へ『司法接収』を送達したことが明記される。なお、『司法接収』刊行以前に、中央通訊社のインタビューに答えて、楊鵬が語った現状認識が「高等法院長楊鵬氏談 司法工作現況」（『民報』一九四六年三月二七日二面）に載っている。刑事案件については、(一)政治犯の釈放、(二)司法保護聯盟の觀察を前提とした軽罪の犯人の保釈をおこなったこと、民事事件については、中央政府から台湾民刑事案件処理辦法が頒行されたが、訴訟過程に関することが規程されるのみで、法令の援用に関しては現在検討中かつ指示待ちの状況であることが語られている。

81 『司法接収』四二頁。

82 同前。

83 『司法接収』四三頁。

84 「職員録」、「台湾省司法会議」一一二七頁と「昭和十九年職員録」、「昭和十七年十一月一日現在 台湾総督府及所属官署職員録」（台湾時報発行所 一九四三年、以下「昭和十七年職員録」と略称）を比較参照した。総督府職員録は台湾名および本来の本籍を確認するために複数年分を比較検討する必要がある。また、台湾総督府編『昭和十五年七月一日現在 台湾総督府及所属官署職員録』（台湾時報発行所 一九四〇年）、同編『昭和十六年七月一日現在 台湾総督府及所属官署職員録』（台湾時報発行所 一九四一年）も本籍の確認などのために参照した（それぞれ『昭和十五年職員録』、『昭和十六年職員録』と略称）。なお、台南地方法院と同嘉義分院については、かなりの割合で本島人職員が留用されている。

85 『昭和十七年職員録』三八〇―三八四頁と『昭和十九年職員録』二五三―二五七頁を比較すると明らかに本島人の被雇用者が増加している。ただし、看守長クラスに本籍を台湾とする者を見出すことはなく、通訳でさえ日本人がほぼすべてを占めるのは、法院と異なる配慮がはたらいいたものと思われる。

86 「台籍法律人」六二五—六三七頁。

87 『司法接収』四三頁。『台湾省司法會議』編輯時までに推事となった台湾人は、判官からの留用者以外に劉增銓、吳鴻麒（台北地方法院、吳は高等法院出向）、施炳訓（台北地方法院宜蘭分院、花蓮港地方法院から転属）、蘇樹發、許乃邦、葉作榮（台中地方法院）、鍾德鈞、王清風（台南地方法院、鍾は高雄地方法院から転属）、林玉秋、黃宗焜、劉發清（台南地方法院嘉義分院）、戴炎輝、陳天錫（高雄地方法院、戴は一九四六年一〇月に台湾大学に転任）、賴耿松（花蓮港地方法院）が居る。各人の経歴については「台籍法律人」六二五—六三七頁に詳しい。なお、「全省各法院 推事・檢察官派定」（『民報』一九四六年一月一八日一面）も参照されたい。

88 陳世榮（台中地方法院檢察処）、張有忠（台南地方法院檢察処）、鄭松筠、呂春生（花蓮港地方法院檢察処）の四名。「台湾省司法會議」一八頁に張有志とあるのは張有忠の誤り。蕭祥安も比較的早い時期に台北地方法院檢察処檢察官であった。

89 『司法接収』四三—四四頁。

90 「饒法院長將降格 各団体挽留無効 獄吏開始総罷業」、『民報』一九四六年一月三日四面。事件の中心となった台湾第一監獄は会計担当者を除き、すべての職員が台湾人であった。台中地方法院も書記官全員が台湾人であるという特殊な状況にあった。対して、台中地方法院檢察処が記事の中に見えないのは、台湾人職員が少なく、反対運動を静観していたためであろう。このときの院長職の交替が反対運動を引き起こした背景には、台中県警察局血案も大きく影響しているのは間違いない。「台中県警局案 手続皆依照法律 法警無越軌行動」、『民報』一九四六年一月五日三面。「釈放命令被拒絶 法官們憤怒異常」など、同一一月一八日三面。「擁護司法尊嚴」対台中県警察局血案 省垣三団体表示態度」など、同一一月二〇日三面。「台中県警局案 関係者上北候審 為挽留饒法院長各団体代表上北陳情」、同一二月四日四面。

91 弁護士会の律師公会への改編と当時の弁護士業務の変遷に関しては、『断裂与連続』一〇一—一〇二頁、「台籍法律人」六〇五—六二二頁が詳しく、本稿では最低限の既述にとどめる。なお、「台籍法律人」当該頁は台中律師公会の実態を詳述し

- ている。他に台北に特化した論考として、王泰升・曾文亮編著『二十世紀台北律師公會會史』（台北律師公會 二〇〇五年）一六―一三〇頁がある。
- 92 『司法接収』一四―一五頁。前掲『台湾司法一覽』二六―二七頁によれば、一九三四年に一七七名いた弁護士は、一九四〇年時点で一二二名まで減少している。およそ百名強の弁護士登録者数が維持されていたことからして、『司法接収』にある弁護士登録者数は正しいものと思われる。ただし、弁護士会の登録者数は資料によって異なる。前掲『二十世紀台北律師公會會史』六九―七一頁には『台湾司法一覽』と異なる数値が挙げられている。また、台北弁護士登録者数ひとつをとって、『二十世紀台北律師公會會史』は五七―五九頁、六九―七一頁で四種類の数値を挙げている。
- 93 『台湾省司法會議』四三頁。台湾省弁護士整理暫行辦法は一部修正の上、一九四六年七月一日に「台湾省弁護士整理辦法」として公布された（「台籍法律人」六〇五―六〇七頁）。
- 94 『司法接収』四九頁。
- 95 同前。
- 96 『台湾省司法會議』四三頁。
- 97 同前五二頁。
- 98 同前一〇頁。『司法接収』五〇頁。
- 99 『台湾省司法會議』一〇九頁。『司法接収』四六頁では台湾全省から日本に送還された既決犯が一三六名、未決犯が一二二名ということになっているが、台湾第一監獄だけでも既決犯一五六名、未決犯一三七名（うち韓国籍四名）が送還されている。
- 100 『司法接収』五〇―五一頁。
- 101 『台湾省司法會議』一一〇頁、一二四頁など参照。
- 102 同前一〇九頁、一四三頁など参照。

- 103 『台湾司法二十年』三四頁からすると、一九五二年、一九六四年が監獄職員数のピークである。しかし、『台湾司法一覽』二〇―一二二頁と比較すると、職員数は植民地時期の三分の一程度に過ぎない。「光復」後の司法人事の一般状況については『台湾司法二十年』六五―六七頁を参照されたい。
- 104 外務省条約局法規課編『外地法制誌第三部の三 日本統治下五十年の台湾』（一九六四年）一三七頁。一九二三年、勅令四一号により、司法代書人法が施行された。一九三五年に勅令八一号で司法書士法を施行し、名称も司法書士とした。
- 105 『台湾司法一覽』二六―二七頁。『司法接収』一六一―一七頁。また、『断裂与連続』一〇三頁。本島人の司法書士（司法代書人）の活動実態については、『口述歴史専刊4 代書筆、商人風 百歳人瑞孫江淮先生訪問紀錄』（遠流出版公司 二〇〇八年）を参照されたい。
- 106 『司法接収』五一―五二頁。
- 107 『台湾省司法會議』四三―四四頁。
- 108 同前五二―五三頁。
- 109 前掲『代書筆、商人風』二五一頁。同書二五〇頁によると、「光復」後の司法書記の業務は、土地代書と一般代書に分かれたという。
- 110 『台湾司法一覽』一三二頁。
- 111 『司法接収』五三頁。
- 112 『台湾司法二十年』一三六頁。
- 113 『代書筆、商人風』二六二―二六三頁。
- 114 『民報』一九四六年二月二〇日三面、二三日三面。なお、日程が重なるかたちで、台湾省参議会第一屆第二次大会が台北において開催されていた。

学歴としての「肄業」は、中学肄業などの用法から推測するに、中退などを意味するのである。詳目は以下の通りである。

一、職員録（一、台湾高等法院暨所属各地方法院職員録 二、台湾高等法院檢察処暨所属各地方法院檢察処職員録 三、台湾監獄職員録）

二、台湾省司法会議開幕会紀錄（一、首席致開会詞 二、長官致詞 三、來賓致詞）

三、台湾省司法会議大会紀錄（一、主席報告 二、首席報告 三、錢庭長報告 四、台北地方法院院長廖嶠報告 五、台中地方法院院長池瀨報告 六、台南地方法院院長涂懷楷報告 七、新竹地方法院院長歐陽漢報告 八、高雄地方法院院長孫德耕報告 九、花蓮港地方法院院長鄭邁報告 十、台北地方法院宜蘭分院院長施炳訓報告 十一、台南地方法院嘉義分院院長林玉秋報告 十二、台北地方法院檢察処首席檢察官施文藩報告 十三、台中地方法院檢察処首席檢察官陳丞城報告 十四、台南地方法院檢察処首席檢察官陳樟生報告 十五、新竹地方法院檢察処首席檢察官毛錫清報告 十六、高雄地方法院檢察処代首席檢察官章炯光報告 十七、花蓮港地方法院檢察処首席檢察官鄭松筠報告 十八、台北地方法院宜蘭分院檢察処首席檢察官黃亮報告 十九、台南地方法院嘉義分院檢察処首席檢察官謝仲棠報告 二十、台湾第一監獄典獄長劉学恒報告 廿一、台湾第二監獄典獄長賴遠輝報告 廿二、台湾第三監獄典獄長邱鴻恩報告 廿三、台湾少年監獄典獄長林滋培報告 廿四、台湾第一監獄第一分監分監長李柱報告 廿五、台湾第三監獄第一分監分監長李增礼報告 廿六、台湾第三監獄第二分監分監長呂見發報告）

四、提示（一、院長提示 二、首席提示）

五、議決案（甲、法令類 乙、審檢類 丙、文牘類 丁、人事類 戊、総務類 己、會計類 庚、監獄類 辛、員警類 壬、建議類 癸、其他類）

六、閉会詞（一、主席閉会詞 二、首席閉会詞）

- 117 『台湾省司法会議』二九一—三〇頁。
- 118 第一監獄第二分監の報告がないのは、分監長郭明堂が実際には着任前の出席であったことによる。
- 119 一九三五年の全国司法会議、一九四三年の全国司法行政會議（南京国民政府主催）、一九四七年の全国司法行政檢討會議のいずれにも全国ないし地域の律師公会代表が参加しているが、かれらは旺盛に提案や発言をおこなっている。
- 120 九件目は、『民報』上ではその他のあつかいとなっているが、司法業務で使用する言語から派生する問題であり、非常に重要な論点である。なお、全提案は百六十余件であったとされるが、関連提案は一括して議論されるため、議決数は提案数よりも少なくなる。
- 121 『台湾省司法会議』一五九頁。
- 122 同前一六三頁。
- 123 同前一五九—一六〇頁。また、一六四頁。
- 124 同前一六六—一六七頁。
- 125 同前二七一および一二七二頁。
- 126 同前一七二頁。
- 127 この点に関して、「議決案」には見られない。囚糧の材料を自家栽培せねばならないほどの環境下で、糧食改善の意見があったのは確かであり、『台湾省司法会議』一一一頁、一二三頁などを参照されたい。
- 128 『台湾省司法会議』一七二頁。
- 129 同前一七一頁。
- 130 同前一七二頁。
- 131 同前一七三頁。

- 132 同書五一頁。
- 133 同書一七七頁には、司法季報や司法年報のような刊行物を出すべきとの議決案が記載されるが、中華民国法学会台湾分会に直接にかかわる決議案は『台湾省司法会議』にはない。
- 134 同書一七四―一七五頁。
- 135 『台湾司法二十年』一〇三―一〇四頁。
- 136 『台湾省司法會議』一六五頁。
- 137 同前一七五頁。
- 138 同前五―一五二頁。
- 139 張有忠『外地人・外国人と日本人 ある外地人弁護士のみと願ひ』（私家版 一九八五年）五五―五六頁。逆に「国語」
- 140 会話習得に苦しんだ事例として『代書筆、商人風』二四九―二五〇頁。
- 141 「台南地方法院院長涂懷楮報告」、『台湾省司法會議』五一―六八頁。
- 142 同前五八頁。
- 143 「台籍法律人」六〇五頁では、台湾省弁護士整理辦法にかかわる『國民政府公報』の記事が引用されており、政府全体で台湾関連事務に表だって充たれなかつたわけではない。
- 144 『司法公報』（京）七七〇―七八二号合刊二二―二三頁。
- 145 同前一六頁。
- 146 『司法公報』（京）七八三―七八五号合刊（一九四七年六月）一五頁。
- 147 同前二二―二四頁。
- 148 同前三四―三五頁。

148 『司法公報』（京）八〇九―八二二号合刊（一九四八年三月）、二四―二五頁。なお、この合刊が南京発行の『司法公報』最終号である。

149 汪精衛の南京国民政府でも一九四三年一月に全国司法行政会議が開催されているが、同政権の勢力範囲にあった機関長のみが参加したものであり、その議論は限定的にあつかうべきであろう。

150 『全国司法行政検討会議』一六三―一六四頁。

151 『台湾司法二十年』五一―五二頁。

この期間の台湾に関して判例全文集成があるならば初歩的な考察をすることができるかもしれない。

〔付記〕二校時に曾文亮・王泰升「被併呑的滋味―戦後初期台湾在地法律人才的処境与遭遇」（『台湾史研究』一四卷二期二〇〇七年）の存在を知った。本稿の関心と重なる部分があり、併せて一読されたい。また、中国第二歴史档案館を訪問した際、同館所蔵台湾関連史料を影印した陳雲林主編『館蔵民国台湾档案彙編』（九州出版社 二〇〇七年）が刊行されていることを知ったが、台湾の諸機関を除き、自由に閲覧できる環境になく、本稿での利用は断念した。今後、閲覧の機会が得られれば、同書も用いて補正に努めたい。

“接收台灣司法”小考

加 藤 雄 三

1945年10月25日，台灣省行政長官陳儀宣布中華民國政府將台灣置于主權之下。從此開始接管臺灣總督府所屬各機關。有關司法機關和訴訟案件，台灣省接收委員會司法法制組方面，尤其是台灣高等法院為主體進行接管。

在接管台灣全省法院、法院檢察處、監獄方面，確立中華民國統治體制為止的過渡期措施，為了應對人員不足和地域情況，留用了部分台灣人。但是，位居指導者地位的台籍人員非常稀少，這不僅在司法機關之中，而且在社會當中也加劇了矛盾。

從《臺灣省司法會議 報告書・議決案》可以看到，二二八事件之前，台灣司法當局一方面利用殖民地遺留下來的制度，想加強“中華民國”的統治。殖民地時期“台灣人”認同已出現。無論從財政上，還是從人才方面都不完善的台灣司法當局成為核心，如何引導“台灣人”居住的台灣的司法，是當時內在的關鍵問題。